

# 市役所からの お知らせ

## 国民年金

### 学生納付特例制度

20歳以上の学生の方は、国民年金に加入しなければなりません。保険料の納付が困難で、学生本人の所得が一定額（約128万円）以下であれば、学生納付特例制度を申請することができます。承認されると保険料の納付が猶予され、学生納付特例期間中の傷病や不慮の事故などにより障がいが残った場合、障害基礎年金の請求ができます。なお、学生納付特例期間は年金の受給資格期間

に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

※毎年度申請が必要となります。

※学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

**対象** 学校教育法に規定する大学

（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校等に在学する学生

※これ以外の教育施設でも対象校になる場合があります。

**手続き** 市民課へ学生証（写）または在学証明書・年金手帳を持参してください。郵送でも手続きが可能です。

また、50歳未満の学生ではない方で、保険料の納付が困難、かつ、本人及び配偶者の所得が一定額以下であれば、納付猶予制度を申請することができます。

**問合先** 市民課

☎（275）6241

**学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付**

令和3年度の学生納付特例の承認

を受けた方で、令和4年4月以降も引き続き在学予定であることをあらかじめ把握できた方に対して、日本年金機構から4月頃に基礎年金番号

等の事項を印字した学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付します。

引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し、返送することによって令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）についても学生納付特例申請を行うことができます。

**問合先** 堺西年金事務所

☎（243）7900

## 国民健康保険

### 申請による

### 後期高齢者医療制度への加入

65歳～74歳の方で、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認めた方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

▼一定の障がいの程度とは：

国民年金法等における障害年金1・2級、身体障害者手帳1・2・3級及び4級の一部（音声機能・言語機能の障害または下肢障害1・

3・4号）、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの方

なお、一定の障がいがあると認定された65歳～74歳の方については、認定後も75歳になるまでは後期高齢者医療制度の障害認定の申請を将来に向かって撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要です。

（撤回届の提出により、身体障害者手帳等や障害年金受給資格等が無効になることはありません）

**問合先** 健康づくり課

☎（275）6392

### 国民健康保険の人間ドック

国民健康保険に加入の昭和22年4月2日～6月30日生まれの方で、75歳になる前に国民健康保険で人間ドックを受診する場合は、申請が必要です。受診を希望する方は、お早めに健康づくり課までご連絡ください。※75歳を迎える方は誕生日から後期高齢者医療制度で受診できます。

**問合先** 健康づくり課

☎（275）6374

## 税

### 固定資産の縦覧

固定資産税の納税義務者は、土地及び家屋の価格等縦覧帳簿により、自己の所有する土地・家屋の価格と市内の他の土地・家屋の価格を比較することができません。

**縦覧期間** 4月1日～5月31日(土・日曜日、祝日は除く)

**縦覧場所** 税務課固定資産税係

**縦覧できる方** 土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者等、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者等

**必要なもの** 納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるもの

※代理人の場合は委任状等

家屋新增築または地目変換等により変更された評価額に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から3か月以内であれば、固定資産評価審査委員会へ審査の申し出ができます。なお、令和3年度の土地価格上昇に係る審査の申し出期間については、令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15か月までの特例が

あります。

**問合先** 税務課

☎(275) 6109

### 泉大津税務署から納付期限のお知らせ

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税の納税は3月15日(火)、消費税及び地方消費税(個人事業者)は3月31日(木)までです。

納税には、便利で安全な振替納税をご利用ください。ご利用には「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。

#### ▼振替納付日

・申告所得税及び復興特別所得税…4月21日(木)

・消費税及び地方消費税(個人事業者)…4月26日(火)

#### ▼振替依頼書がオンラインで提出できます

振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要があります。ありました。令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できるようになりました。パソコン、スマートフォンからe-Taxを使

って簡単な操作で提出できますのでご利用ください。

#### ▼QRコードを利用したコンビニ納付

パソコン・スマートフォンを使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができるので、納付書の取得のために税務署の窓口に向く必要がありません。詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

#### ▼還付金の受取り

還付金の受け取りは、申告者本人名義の口座に限り振り込みが可能です。

なお、口座名義に店名(屋号)などを含む場合や旧姓のままの場合は、振込みできません。ゆうちよ銀行に振込みを希望する場合は、貯金通帳口座の「記号」と「番号」を記載してください。インターネット専用銀行は、特定の銀行を除いて、振込みできませんので、取引先の銀行へお問い合わせください。

**問合先** 泉大津税務署

☎0725(33) 5601

## 各種

### 令和4年度分の無料普通ごみ処理券を配付

3月中旬以降に本市に住民登録のある方へ令和4年度分の無料普通ごみ処理券(青色)を送付します。なお、本市に住民票を移されていない方には無料普通ごみ処理券は郵送されないため、印鑑と居住していることがわかる書類(住居の賃貸借契約書や公共料金の領収書など、氏名と住所が確認できるもの)を持って生活環境課で交付申請をしてください。

#### ■ご注意ください

・使い切らずに残された令和3年度の無料普通ごみ処理券(緑色…3月31日までのゴミ収集に利用可)は、日用品との交換を予定しているため、必ず捨てずに保管しておくください。詳しくは、今後の広報紙等でお知らせします。

・普通(可燃)ごみ以外には、シールは必要ありません。

**問合先** 生活環境課

☎(275) 6266

## 狂犬病の予防集合注射を中止します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年4月に実施していた狂犬病予防集合注射を中止します。狂犬病予防接種は個別に動物病院で受けてください。

### ■市内の動物病院

▼ワールド動物病院「西取石1・9  
9 ☎ (264) 2250」

▼やまよし犬猫病院「取石3・8  
30 ☎ (260) 1139」

▼綾園動物病院「綾園1・6・3  
☎ (265) 5776」

※手続きの際、4月上旬に郵送する予定の「狂犬病予防注射済票交付手数料領収書」をご持参ください。

問合せ 生活環境課

☎ (275) 6266

## 企業立地促進制度の改正

「高石市企業立地等促進条例」を改正し、条例の適用期間を令和9年3月末までに5年間延長します。また、令和4年4月1日から、脱炭素社会

に向けた新たな産業への投資の促進を図るため、新エネルギー関連事業等を営む新規進出企業等に対する固定資産税・都市計画税の課税免除措置を5年間に拡充します。

問合せ 経済課 ☎ (275) 6149

## マイナンバーカードの時間外交付について

交付通知書（はがき）を受け取れた方で、業務時間中に窓口に来ることができない方は、次の日程でマイナンバーカード（個人番号カード）を受け取ることができます。

日時 3月27日（日）午前9時～正午

場所 市役所（本館1階）

※マイナンバーカードの交付以外のお手続きはできません。

問合せ 市民課 ☎ (275) 6212



| 令和4年度<br>上半期<br>くみ取り日程                                                                                                    | 住 所                                                                                                  | 4月               | 5月                            | 6月               | 7月                            | 8月               | 9月               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------|------------------|-------------------------------|------------------|------------------|
|                                                                                                                           |                                                                                                      | 1 (金)<br>14 (木)  | <sup>4/30</sup> (土)<br>17 (火) | 1 (水)<br>15 (水)  | <sup>6/30</sup> (木)<br>14 (木) | 1 (月)<br>18 (木)  | 1 (木)<br>15 (木)  |
| ※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。<br>※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。<br>※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。<br>問合せ 生活環境課 ☎ (275) 6266 | 取 石 1丁目・2丁目(6・11・13・15・18・19・23・26・28・30・33・34・38・39・46・47)                                          | 2 (土)<br>15 (金)  | 2 (月)<br>18 (水)               | 2 (木)<br>16 (木)  | 1 (金)<br>15 (金)               | 2 (火)<br>19 (金)  | 2 (金)<br>16 (金)  |
|                                                                                                                           | 取 石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目                                                                          | 4 (月)<br>18 (月)  | 6 (金)<br>19 (木)               | 3 (金)<br>17 (金)  | 2 (土)<br>19 (火)               | 3 (水)<br>20 (土)  | 3 (土)<br>17 (土)  |
|                                                                                                                           | 取 石 4丁目～7丁目                                                                                          | 5 (火)<br>19 (火)  | 7 (土)<br>20 (金)               | 4 (土)<br>20 (月)  | 4 (月)<br>20 (水)               | 4 (木)<br>22 (月)  | 5 (月)<br>20 (火)  |
|                                                                                                                           | 千代田 1丁目～6丁目、綾 園 7丁目<br>東羽衣 4丁目(1～7)                                                                  | 6 (水)<br>20 (水)  | 9 (月)<br>23 (月)               | 6 (月)<br>21 (火)  | 5 (火)<br>21 (木)               | 5 (金)<br>23 (火)  | 6 (火)<br>21 (水)  |
|                                                                                                                           | 高師浜 1丁目～4丁目、羽 衣 1・3丁目、東羽衣 1・2丁目<br>東羽衣 3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)                                    | 7 (木)<br>21 (木)  | 10 (火)<br>24 (火)              | 7 (火)<br>22 (水)  | 6 (水)<br>22 (金)               | 8 (月)<br>24 (水)  | 7 (水)<br>22 (木)  |
|                                                                                                                           | 東羽衣 3丁目(1～12・18)・4丁目(12)・5丁目(1～7・9～19<br>21～25・27・28)・6丁目・7丁目<br>加 茂 1丁目(5・8～10・12・13・16・17・19)      | 8 (金)<br>22 (金)  | 11 (水)<br>25 (水)              | 8 (水)<br>23 (木)  | 7 (木)<br>25 (月)               | 9 (火)<br>25 (木)  | 8 (木)<br>26 (月)  |
|                                                                                                                           | 加 茂 1丁目(11・14・15)<br>綾 園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20・23)                                       | 9 (土)<br>25 (月)  | 12 (木)<br>26 (木)              | 9 (木)<br>24 (金)  | 8 (金)<br>26 (火)               | 10 (水)<br>26 (金) | 9 (金)<br>27 (火)  |
|                                                                                                                           | 綾 園 2丁目(9～23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)                                                                | 11 (月)<br>26 (火) | 13 (金)<br>27 (金)              | 10 (金)<br>27 (月) | 11 (月)<br>27 (水)              | 12 (金)<br>29 (月) | 12 (月)<br>28 (水) |
|                                                                                                                           | 綾 園 2丁目(2～8)・6丁目(1・7～11・13・22)、<br>加 茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)                                       | 12 (火)<br>27 (水) | 14 (土)<br>30 (月)              | 13 (月)<br>28 (火) | 12 (火)<br>28 (木)              | 16 (火)<br>30 (火) | 13 (火)<br>29 (木) |
|                                                                                                                           | 取 石 2丁目(37)<br>加 茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11)<br>西取石 1丁目(1・2・4・10～15・18)・3丁目(1・5・11・18・19) | 13 (水)<br>28 (木) | 16 (月)<br>31 (火)              | 14 (火)<br>29 (水) | 13 (水)<br>29 (金)              | 17 (水)<br>31 (水) | 14 (水)<br>30 (金) |

## 障がい者基幹相談支援センター

障がい者基幹相談支援センターでは、障がいをお持ちの方のさまざまな相談に応じています。必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援、虐待の防止や権利擁護のための必要な援助を行っています。

**問合先** 市障がい者基幹相談支援センター ☎ (343) 7800

## 3月は自殺対策強化月間

令和2年は全国で年間2万1081人、府内でも1409人の方が自殺で亡くなっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であると言われています。悩みを抱えている方は、一人で悩まず、専門の相談機関にご相談ください。また、身近な方の悩みに気付いたら、温かく寄り添いながら悩みに耳を傾け、専門家への相談をすすめ、じっくりと見守りましょう。



**SNS相談（新型コロナウイルス専用）**  
「こころのホットライン」  
スマートフォン・  
カメラ付き携帯電話用QRコード

毎週水・土・日曜日 午後5時30分  
～10時30分（受付：午後10時まで）

新型コロナウイルス感染症に関する不安やストレスなど、こころの健康に関する相談に文字チャットでお応えします。

■ SNS相談 大阪府「こころのほつとライン」新型コロナウイルス専用

**「悩みの相談窓口」一覧**  
スマートフォン・  
カメラ付き携帯電話用QRコード

**問合先** こころの健康相談統一ダイヤル ☎ 0570（064）556  
（3月31日午後5時まで24時間受付）

## 借金するよう指示して契約させる手口に注意

消費生活センターだより  
Consumer service center newsletter

**事例** 友人に簡単にもうかる話があると誘われ、事業者からFX自動売買ソフトを勧められた。「高額なので支払えない」と言ったが「大体の人は1年で返済できるから借金すればよい」と言われ、契約することにした。消費者金融で年収220万円のフリーターと申告するように指示され、その日のうちにATMで50万円を借り入れて、事業者に送金したが、解約したい。（当事者：学生 女性）



返せる見込みがないのに多額の借金を抱えることはリスクの高い行為です。「すぐ返済できる」などと言われても、うのみにせず、借金をしてまでの投資などはやめましょう。「お金がない」と断ると、借金をするように勧められ、金銭的に断る理由を封じられる場合があります。「お金がない」ではなく「いりません」ときっぱり断りましょう。借金やクレジット契約をする際に、うその使用目的や職業、年収などを申告して借りよう指示されても、絶対に従ってはいけません。

困ったときは、  
消費生活センターへ  
☎ (267) 5501

場所 市役所本館2階  
時間 9:00～16:45  
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」  
☎ 188へお問い合わせください

うれしーとキャンペーンの商品券の使用期限は3月31日(木)まで

うれしーとキャンペーン第2弾で当選した商品券の使用期限は、令和4年3月31日までです。使い忘れないようお気を付けてください。

**問合せ** 高石うれしーとキャンペーンコールセンター ☎06(6635)2624 (受付午前10時～午後5時)



### 自動車安全運転者講習会

春の全国交通安全運動(4月6日～15日)に先駆け、自動車運転に関する交通ルールについて講習会を実施します。自動車安全運転講習会の日時や中止等の詳細については事前にお問い合わせください。

**問合せ** 高石警察署

☎(265) 1234

### 高石健幸ポイント事業 紹介ポイントプレゼントキャンペーン実施中

80歳以上の方を紹介いただいた方に、お一人様ご紹介毎に500ptをプレゼントします。80歳以上の方のご入会時、申込書に紹介者の氏名とIDをご記入いただくと、後日紹介者にポイントを付与します。

※紹介ポイントの獲得は4人分(2000pt)を上限とします。また、同一の方を複数人が紹介することはできません。

紹介ポイントは、年間交換ポイントの上限に関わらず、交換できるポイントです。

**問合せ** スマートウェルネス推進班

☎(267) 1161

### ご寄附ありがとうございました

元高石市在住の高木康彦様から、市立児童発達支援センター松の実園に百万円をご寄附頂きました。頂いたご寄附は、子ども達の絵本や玩具等の購入に活用させていただきます。

## ～ 特定健診を受けて、生活習慣病を予防しよう！ ～ TAKAISHI 健診 JAM 3/20 (日) アプラたかいし (3 階)

健幸ポイント事業参加者は健診受診で健幸ポイント獲得のチャンス！



▲昨年の健診 JAMの様子

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方を対象に、無料で受診できる特定健診を実施しています。健診受診やイベント参加でプレゼントをお渡しします。当日はマスクを着用してお越しください。

### 特定健診

9:30～13:00

**対象** 35歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者

**持ち物** 国民健康保険証または後期高齢者保険証(40歳以上の方は「特定健康診査受診券」も必要)

**費用** 無料 **申込** 当日直接会場へ

※健診は1時間程度で終了します。



### 健幸づくりイベント

10:00～13:00

薬局と連携した健康測定会(骨密度測定等・健康相談) など



**問合せ** 健幸づくり課 ☎(275)6381

## 市公金の納付書の取り扱い場所

令和4年4月1日以降、市税、保険料、保育料、使用料、上下水道料金、その他公金にかかる納付書は次の各金融機関本支店でお取り扱いできます。

池田泉州銀行、大阪信用金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、成協信用組合、いずみの農業協同組合、三井住友信託銀行、近畿労働金庫、近畿産業信用組合、京都銀行、ゆうちょ銀行（近畿2府4県に限る）

※三井住友銀行は口座振替（口座引き落とし）のみご利用できます。  
なお、4月1日以降は同行の窓口での納付はできません。

問合先 会計課 ☎ (275) 6444

みんないっしょに生きる社会を

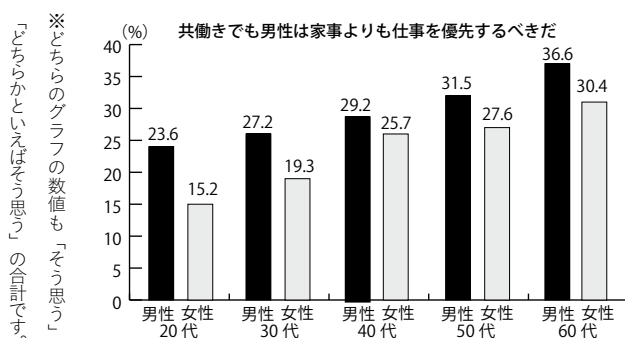
## まっぼくり

## アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み・偏見)

国連が定めるSDGs（持続可能な開発目標）の目標の一つ「ジェンダー平等」の実現には、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消が欠かせません。

アンコンシャス・バイアスとは、「自分では気づいていないものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」を意味する言葉です。物事を大枠でとらえ瞬時に判断し効率的に処理するうえでは役に立つことも多く、誰もが持っているものであり、それ自体はよい、悪いというものではありません。けれど、アンコンシャス・バイアスに気づかずにいると、自分の正しさを絶対だと思い込み、勝手な決めつけ、価値観や行動の押しつけにより、相手を傷つけて関係性に悪影響を与え、時には自分自身の可能性を狭めてしまうことにもなりかねません。

内閣府では昨年8月に「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」を初めて実施しました。全国男女20～60代にインターネット調査を実施し、10330人から回答を得ています。



【性別役割意識の項目例】

- ◇男性は仕事をして家計を支えるべきだ。
- ◇デートや食事のお金は男性が負担すべきだ。
- ◇女性には女性らしい感性があるものだ。
- ◇家事・育児は女性がするべきだ。
- ◇育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない。
- ◇共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ。

全体的に男性の方が高い割合となり、特に男性50～60代で、性別役割意識が強いこと、また20～30代の若い世代における男女の意識でギャップがあることがわかります。異性に対する思い込みだけではなく、男性・女性自身も無意識のうちに自身で（異性より）強く思い込んでいることもあります。

アンコンシャス・バイアスは、あなたの、私の、みんなの問題です。それにとらわれず、周囲におしつけないという意識を持つことが大切です。

人権推進課  
☎ (275) 6279

